

# 島根県報

令和6年7月12日(金)

第 5 3 1 号

(毎週火・金曜日発行)

https://www.pref.shimane.lg.jp/

# **目** 次

### 【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特	(高齢	者福	畐 祉	:課)	2
定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定					
身体障害者福祉法の規定による医師の指定	(障が	い裕	畐 祉	:課)	2
令和6年度地方の臨時種畜検査に合格した種畜	(畜	産		課)	2
保安林予定森林 (3件)	(森 林	整	備	課)	2
指定施業要件の変更予定保安林	(	"		)	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂	防		課)	5
【公告】					
令和6年度消防設備士講習の実施	(消防	<b>う総</b>	務	課)	6
公共測量の実施	(技術	育管	理	課)	7
土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(都 市	計	画	課)	7
都市計画変更の図書の縦覧	(	"		)	7
開発行為に関する工事の完了	(	"		)	8

## <u>告</u> 示

#### 島根県告示第467号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の3第1号の規定により告示する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
日本調剤 出雲薬局	出雲市灘分町586番地	令和6年3月12日

#### 島根県告示第468号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和34年島根県規則第17号)第2条の規定により告示する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名 診療科目		従事する医療機関		指定年月日
医卵の氏名	<i>137</i> 京个十日	名 称	所 在 地	11年十月日
池尻 文良	内科	町立奥出雲病院	仁多郡奥出雲町三成1622番	令和6年6月28日
			地1	

#### 島根県告示第469号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の規定による令和6年度地方の臨時種畜検査を実施し、 種畜証明書を交付したので、同法第8条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

種畜証明書番号	名前(登録・登記番号)	品 種	検査成績
11665734699	簸乃神 (全和黒16069)	肉用牛	1級
		黒毛和種	

#### 島根県告示第470号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

益田市匹見町落合ハ426-3

2 指定の目的

水源の涵養

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第471号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡邑南町井原1819、3830-1、3833、3834-1、3834-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

井原1819・3830-1・3834-1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第472号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

鹿足郡津和野町寺田1286-2、1289-1、1290、1294-1、1324、1327、1328、1331、1332、1334、1334-1、

1352、1353 — 1 、1354 — 3 、2405 — 続 1 、2409 — 1 、2409 — 2 、2410、2411、2420、2420 — 1 、2422、2424、2424 — 1 、2455 — 1 、2456 — 2

- 2 指定の目的
  - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び津和野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第473号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する 同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
  - 大田市(次の図に示す部分に限る。)
  - (2) 保安林として指定された目的
    - 土砂の流出の防備
  - (3) 変更後の指定施業要件
    - ア 立木の伐採の方法
      - (7) 次の森林については、主伐は、択伐による。 大田市(次の図に示す部分に限る。)
      - (4) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
      - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

大田市(次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的
  - 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (ア) 主伐は、択伐による。
    - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所 大田市(次の図に示す部分に限る。)
  - (2) 保安林として指定された目的 魚つき
  - (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 島根県告示第474号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の 区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 区域の名称 掛屋B
- 2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から27号までを順次に結んだ線及び標柱 1 号と27号を結んだ線により囲まれた区域

	所 在 及 び 地 番	標柱番号
雲南市大東町下	阿用658番地先水	1号
11	656番	2号
11	1022番	3号、4号及び27号
11	655番 5	5号及び6号
11	1023番 1	7号、8号、11号、15号及び17号
"	1023番 8	9号及び10号
11	1023番 6	12号及び13号
11	1023番 5	14号及び16号
"	653番 1	18号
"	652番	19号
"	647番	20号
11	644番	21号及び22号
11	1028番	23号
11	1023番 2	24号から26号まで

#### 

消防法 (昭和23年法律第186号) 第17条の10の規定により、令和6年度消防用設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

#### 1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の者
- 2 講習年月日及び場所

講習区分	免状の区分	講習年月日	場所	
消火設備	第1類の甲種	A TH C 17 10 11 1 C II		
	ッ 乙種		to or to	
	第2類の甲種			
	ッ 乙種	令和6年10月16日	松江市	
	第3類の甲種			
	ル 乙種			
警報設備	第4類の甲種	令和6年10月17日	出雲市	
	ル 乙種			
	第7類の乙種			
避難設備・消火器	第5類の甲種			
	ル 乙種	令和6年10月18日	出雲市	
	第6類の乙種			

- 注 1 受講申請書を受理した後、講習年月日及び場所を指定した受講票を本人あてに送付する。
  - 2 受講人員の状況によっては、講習日時及び場所を変更する場合がある。
- 3 講習科目及び講習時間
  - (1) 消防用設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項 2時間30分
  - (2) 消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
    - ※ 講習終了後効果測定を行う。
- 4 受講申請手続
  - (1) 受講申請書の請求先
    - (一社) 島根県消防設備協会、島根県防災部消防総務課、隠岐支庁及び各消防本部
  - (2) 受講手数料
    - 7,000円に相当する額の島根県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼り付けること。
  - (3) 受付期間及び提出先
    - ア 受付期間

令和6年8月26日から同年9月13日まで(郵送の場合は、9月13日の消印有効)

イ 提出先

松江市白潟本町13番地4 大樹生命ビル3階「(一社)島根県消防設備協会」(郵送の場合は、封筒の表に「消防設備士受講申請」と朱書のこと。)

3 時間30分

5 問合せ先

 $\pm 690 - 0061$ 

松江市白潟本町13番地4 大樹生命ビル3階

(一社) 島根県消防設備協会

電話 0852-28-7305

FAX 0852-33-7291

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松 江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量(航空レーザ測量)

2 作業期間

令和6年5月23日から令和7年3月14日まで

3 作業地域

松江市朝酌町、本庄町及び美保関町地内

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、江津市蛭子北土地区画整理組合理事長田中睦次から次のとおり理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により公告する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

田中 睦次 江津市嘉久志町イ1363番地7 小川 泰道 江津市嘉久志町イ1421番地 森口 忠人 江津市嘉久志町イ1390番地 藤田 喜芳 江津市嘉久志町イ1436番地 田中 重男 江津市嘉久志町イ1363番地1 田中 篤雄 江津市嘉久志町イ1363番地5 盆子原 良憲 江津市嘉久志町イ1575番地3 田中 正浩 江津市嘉久志町イ1427番地

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

- 都市計画の種類
  出雲都市計画道路
- 2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和6年7月12日

島根県知事 丸 山 達 也

1 開発区域

安来市飯島町字藤木253番17、254番3、254番6、256番9 面積 1,703.08平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松江市学園南二丁目3番5号

松江土建株式会社 代表取締役社長 平塚 智朗